

「通学路等における児童生徒等の安全の確保に関する指針」を改正!!

通学、通園等を利用する道路等における児童生徒等(幼児、児童、生徒等)に対する犯罪を防止するため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づき、平成18年にこの指針を定めました。

今回、見守りの担い手の確保や、関係施設との連携などを盛り込み、滋賀県全体で児童生徒等の安全が確保されるように指針を改正しました。

改正のポイント

① 「ながら見守り」の推進

ジョギングや花の水やり等の普段の生活で、皆さんに防犯の意識を持っていただくことで、「地域を見守る目」を増やすことができます。もし不審と思われる人を見かけたら、警察へ通報してください。

② 放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の安全確保

放課後や土日、祝日に児童生徒等が通う場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等があります。これらの施設と情報共有して、児童生徒等を犯罪の手から守る取組を推進します。

③ 教職員等への防犯教育に関する研修の充実

児童生徒等に効果的な防犯教育を行うため、教職員等への研修を推進します。

※指針は、滋賀県のホームページに掲載しています。



「ながら見守り」 はじめてみませんか？



「ながら見守り」とは、普段の生活の中で、防犯の意識を持って
「子どもや地域のことを気にかける」防犯活動です。

何かあつたり、お気づきのことがあれば、110番通報してください。



犬の散歩をしながら



ジョギングしながら



仕事をしながら



お花の水やりをしながら

皆さんで子どもや地域を見守りましょう

